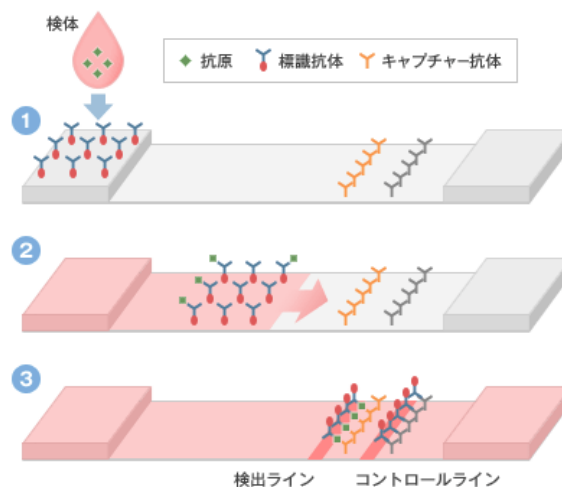


インフルエンザの検査方法

この号の内容

- 1 インフルエンザの検査方法
- 2 感染症届出の変更について

インフルエンザ迅速検査キットは 1999 年にわが国に導入されて以来急速に普及し、インフルエンザ診断に大きく貢献してきました。最近では、イムノクロマト法を原理としたものが主流となり、検査所要時間は 5～20 分と迅速化が進んでいます。イムノクロマト法は、抗原抗体反応を利用した迅速検査法です。原理は、検体中の抗原が検体滴下部の標識抗体と免疫複合体を形成しながらセルロース膜上を移動し、線状に配置されたキャプチャー抗体上に免疫複合体が結合し呈色する仕組みになっており、それを目視で判定します。



迅速検査キットの性能の評価として感度と特異度があり、感度とは真の陽性が検査で陽性となる率で、感度が高いほど除外診断に有用となります。特異度とは真の陰性が検査で陰性になる率で、特異度が高いほど確定診断としての有用性が高くなります。迅速検査キットの感度は必ずしも高くはなく、2012 年に発表されたメタアナリシスによると、RT-PCR と迅速検査キットでのインフルエンザ診断の比較では、インフルエンザ A 型においては感度 64.6%、特異度 99.1%、インフルエンザ B 型においては感度 52.2%、特異度 99.8%であり、迅速検査で陰性であっても、約半分がインフルエンザ陽性である確率が高い事を意味しており、結果の解釈には注意が必要となります。（裏面に続く）

また、迅速検査キットには、偽陽性、偽陰性が報告されており、偽陽性の原因としては、他のウイルスや細菌との交差反応、何らかの体内物質による非特異反応が考えられています。偽陰性の原因としては感染初期、もしくは末期のウイルス排出量が少ない時期での検体採取によるもの、不適切な検体採取方法などが考えられます。インフルエンザウイルス排出量は発症後 24～48 時間が一番多く、それ以降は経時減少するといわれています。

当院採用のインフルエンザ迅速キットは特異度が高いため、陽性判定ならばインフルエンザであると確定する事が出来ます。その一方、感度は高くなくため、陰性の検査結果が出てインフルエンザである可能性があるため、病院受診時に医師より陰性と言われてもインフルエンザ感染を否定されたわけではないことに注意してください。

感染症届出の変更について

平成 30 年 1 月 1 日より感染症届出が一部変更となりました。主な変更点を下に記します。

	百日咳	風疹
旧基準	5 類感染症 小児定点報告	5 類感染症 全数把握疾患 7 日以内に届け出を行う
	↓	↓
新基準	5 類感染症 全数把握疾患 7 日以内に届け出を行う	5 類感染症 全数把握疾患 直ちに届け出を行う

これらの感染症届出は『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）』に定められています。この法律は感染症の発生の予防や蔓延の防止を図り、公衆衛生の増進を目的としています。この法律には医師以外の職種にも規定されている条文がありますが、感染症の届出に関しては、医師のみに届出の義務が課せられています。そのためメディカルアシスタントや事務職員に任せず、医師自身で届出をお願いします。仮に届出を怠った場合、50 万円以下の罰金が課せられる可能性があります。近年梅毒患者数が増加している事が報道されていますが、梅毒も届出が必要な感染症なので忘れずに届出をお願いします。